平成２２年（フ）第１７３号
福井市町屋３丁目９番２号
債務者　山岸　信之
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
福井市舟橋３丁目519番地
債務者　及川　寛治
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
福井県鯖江市石田上町第40号９番地７
債務者　髙島　義明
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
福井市宝永４丁目12番24号
債務者　岩淵登美江
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
福井市小幡町第８号54番地１
債務者　竹川　和男
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
福井市花堂中２丁目11番13号
債務者　森下マサ子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番１―1004号
債務者　上手　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１９号
兵庫県川西市多田桜木１丁目７番３―301号
債務者　古本　邦彦
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９７号
福島県郡山市亀田２丁目22番12号
債務者　石田　浩一
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
福島県郡山市開成４丁目５番６号　コーポアミーゴＢ202号
債務者　五十嵐由美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８６６２号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―1006号
債務者　音山　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１２号
大阪市西淀川区佃５丁目12番２―403号
債務者　佐藤　理恵
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１７号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目13番13号　上田ハイツ301号、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町宿野170番地の57
債務者　瀬戸　正雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２７号
大阪府枚方市津田駅前２丁目６番５―107号
債務者　澤田真奈美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７９８号
大阪市城東区成育２丁目12番５号　サンライズ和歌山202
債務者　橋本　麻美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１２号
大阪府守口市佐太西町１丁目１番９号
債務者　楠元　　進
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４７号
大阪府高槻市真上町６丁目47番６号
債務者　椿　美由紀
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０号
熊本県玉名市築地902番地
債務者　石井　昌勝
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部